

東京農業大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2019年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2023年度＞

東京農業大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、6点の改善課題及び1点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

大学評価の結果を踏まえて、内部質保証に関する責任組織である「全学審議会」を中心に改善に取り組んできた。教育課程・学習成果に関する改善課題については、「全学審議会」のもとにある「教学検討委員会」が学部・研究科と連携し、改善に向けて具体的に検討している。2023年度から新たに始動した「中期計画N2026」においても、点検・評価の結果から明らかになった課題をもとに取組項目を掲げ、学内への共有を図り、大学全体で計画的かつ組織的に改善に努めている姿勢がみてとれる。今回改善の成果が十分でないとされた点については、各学部・研究科等における点検・評価、改善・向上のサイクルを機能させ、継続して改善に取り組むことが求められる。

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題について、学部の単位の実質化を図る措置の問題、研究科における学位授与方針に示した学習成果を把握する取り組み及び教育改善への活用の問題に関して、検討段階にとどまっていることから、今後も更なる改善に努めることが求められる。

個別の提言に対する改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	大学院において、既修得単位の認定に際し大学学則を準用することとしており、大学院学則にその上限単位数を適切に規定していないため、是正された。
	検討所見	東京農業大学大学院学則第8条の4第3項にお

東京農業大学

		いて、他の大学院において修得した単位の認定上限単位数を 15 単位、第 8 条の 5 第 1 項において、入学する前に修得した単位の認定上限単位数を 15 単位と定め、さらに同条第 2 項において、両者を合わせた認定上限単位数を 20 単位と定めており、大学院における既修得単位数の上限について大学院学則に適切に定めていることが確認できることから、改善が認められる。
--	--	---

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	学位授与方針について、生物産業学研究科生物産業学専攻博士後期課程では授与する学位ごとに設定していないため改善が求められる。
	検討所見	生物産業学研究科生物産業学専攻博士後期課程において、教育研究上の目的、教育目標の見直しを行ったうえで、「博士（農学）」「博士（経営学）」の授与する学位ごとに学位授与方針を新たに設定していることが認められる。ただし、その違いは主に知識面に限定されていることに加え、それぞれの学位取得要件として掲げられている 4 つの能力は共通であることから、それぞれの学位の特質等を踏まえて適切に書き分けるよう、更なる改善が望まれる。
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	教育課程の編成・実施方針について、生物産業学研究科生物産業学専攻博士後期課程では授与する学位ごとに設定しておらず、生物産業学部食香粧化学科、同自然資源経営学科、農学研究科林学専攻博士前期課程、同農業工学専攻博士前期課程、農学研究科林学専攻博士後期課程、同農業工学専攻博士後

東京農業大学

		期課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
	検討所見	生物産業学研究科生物産業学専攻博士後期課程において、「博士（農学）」「博士（経営学）」の授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を新たに設定しており、改善が認められる。 また、生物産業学部食香粧化学科及び同自然資源経営学科では、それぞれの教育課程の編成・実施方針において、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方が示されていることから、改善が認められる。 なお、農学研究科林学専攻博士前期課程、同農業工学専攻博士前期課程、農学研究科林学専攻博士後期課程、同農業工学専攻博士後期課程については募集停止となっている。
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	単位の実質化を図るため、全ての学部で1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているが、教職課程科目、学術情報課程科目及びリメディアル科目については、この履修登録単位数の制限から除外している。これにより農学部、応用生物科学部、生物産業学部については、実際に相当数の学生が上限を超えて多くの単位を履修登録しており、上限設定が機能していない。また、3年次に編入学した学生のうち、履修登録単位数の上限となる単位数を履修しても4年次への進級要件となる単位数に達しない学生に対しては、履修登録単位数の上限設定を適用しておらず、単位の実質化を図るためのその他の措置も十分であるとはいえないことから、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
	検討所見	大学評価時に比して、50 単位以上履修登録している学生の割合が減少しているものの、登録単位数を減少させるための取り組みは、編入学生の受け入

東京農業大学

		れ時期の変更にとどまり、大学の取り組みの成果とはいえない。また、単位の実質化を図るその他の措置については、今後の実施予定となっており、現時点ではその成果を確認できないことから、引き続き改善が求められる。
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	成績評価において「不可」と判断した学生を対象として、各教員の裁量のもと、再試験又はレポートの提出を課し、その結果に基づき成績を「可」に変更する取扱いを行っている。再試験等の実施の有無が教員の裁量に委ねられていることは公正・公平な成績評価の観点からは問題であるため、改善が求められる。
	検討所見	各教員の裁量のもと、再試験又はレポートの提出を課すことを可能にしていたが、再試験制度を廃止するとともに、評価確定後、評価の修正を一切行わないことを、今後の基本方針として定めており、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
5	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	農学研究科修士課程及び生物産業学研究科修士課程では、特定課題の研究成果に関する審査基準を明確にしていなかったため、改善が求められる。
	検討所見	従前の東京農業大学院学則第9条第3項において、「特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。」と定めていたが、特定課題研究の審査による学位授与実績が無いことから、当該規程を削除した。このことにより、特定課題の研究成果に関する審査基準を明確にしていなかったという提言に該当する事由が解消したため、改善が認められる。

東京農業大学

No.	種 別	内 容
6	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	生物産業学研究科においては、学位授与方針に示した学習成果を把握する取組みが検討段階にとどまっている。各学部及び農学研究科では、学位授与方針に示した学習成果の把握に取り組んでいるものの、学習成果として把握した結果をもとに評価するための指標の開発に至っていないため、把握した結果を蓄積・分析し、教育改善に活用することが求められる。
	検討所見	生物産業学研究科では、全研究科で統一して用いている評価表により学生の論文作成、発表及び最終試験で学習成果を把握していることとしているが、学位授与方針に定める学習成果との関係性が不明確であり、多角的に測定しているとはいえないため、改善が求められる。なお、大学評価時には、改善課題ではなかったものの、農学研究科についても学習成果の把握方法を生物産業学研究科と同様の方法に変更し、大学評価実施以降に設置された応用生物学研究科、生命科学研究科、地域環境科学研究科、国際食料農業科学研究科についても、同様の状況であることから、改善が求められる。また、学習成果を評価するための指標の開発、教育改善への活用については、検討中であるため、引き続き、改善が求められる。

◆ 再度報告を求める事項

なし

以上